

第7章

市が主体となって取り組む事業

1 市が主体となって取り組む事業の必要性

バリアフリー法の改正により、公立小中学校がバリアフリー化基準適合義務の対象施設に加えられました。茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区においては、3つの小中学校を生活関連施設に位置づけていますが、重点整備地区内に限らず市全域に点在することから、バリアフリー化に向けた全市的な考え方の整理が必要です。

また、障害者差別解消法の制定を受け、共生社会の実現に向けて、障がい者への合理的配慮が求められる中、本市では平成28(2016)年には「障がいを理由とする差別に関する事例集」を作成し職員に周知するとともに、庁内各課においてそれぞれ合理的配慮を実践しています。

さらに、バリアフリー社会の構築に向けて、市が率先して全市的なバリアフリー化のボトムアップに取り組むことが必要であり、そのためには、職員一人ひとりにおける問題意識を高め意識改革を図るとともに、その職員一人ひとりの意識や施策を含めた行動が市民に的確に伝わるのが重要となってきます。そして、超高齢社会や多様性を認め合う社会が進展する中で「だれもが安心して過ごせる」にはどう行動すべきかを考えることにより、バリアフリー化に向けた取組は特別なことではなく、当たり前を実施すべきこととして定着化されていきます。これらの行動等は、本市に住む人、本市で働いている人、本市で学んでいる人、本市を訪れる人にも波及し、自ら行動することで誰もが「安心して過ごせる」と感じ自ら行動することがバリアフリー社会の実現につながります。また、将来的な人口減少が見込まれる中、本市の持続性を持ち合わせるためには、あらゆる事業での市民参加の呼びかけ、協働の体制もこれまで以上に重要となってきます。

本章では、重点整備地区の枠組みを超え、市全域を対象として、本市が主体となって取り組む事業を位置づけ、全課共通事業と各課個別事業に分けて実施します。実施時期は、本基本構想の計画期間と同様とし、事業内容に応じて随時実施するもの、定期的に実施するものと分けて取り組んでいきます。

なお、市が主体となって取り組む事業は、特定事業と同様に取組の進捗管理を行います。毎年度当初に、全課共通事業並びに各課個別事業の実施の有無について、確認し、年度末には実績を茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会に報告し評価・検証することで、段階的かつ継続的な推進を目指していきます。

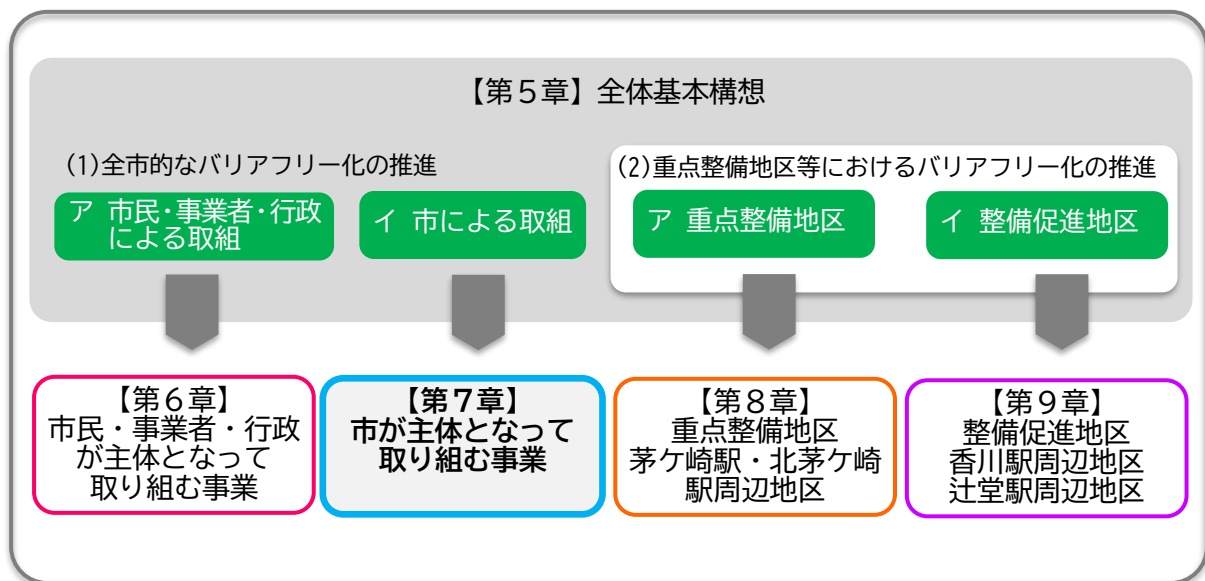


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

2 市が主体となって取り組む事業

(1) 心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

心のバリアフリーの推進に向けて、ポスター等の掲示により、エレベーターや車いす使用者用トイレ*等の適正な利用を促進するとともに、市民全体の障がいへの理解を深め、心のバリアフリーの実践に資するための広報活動及び啓発活動等を実施していきます。

これらの活動では、幅広い市民参加の呼びかけにより当事者の関与や幅広い層への普及を目指すとともに、円滑に運営するため体制づくりも重要となってきます。

また、職員や施設運営、管理関係者等への教育訓練を徹底し、多様な利用者に対して適切な対応ができるよう取り組んでいきます。小中学生を対象とした教育啓発も引き続き取り組むとともに、市民部会等と連携し、心のバリアフリー教室についてもさらなる展開を目指します。

さらに、SNS*等の活用など DX（デジタルトランスフォーメーション）*の推進にもあわせて取り組むことで、新たな展開を目指します。

別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

■全課共通事業

項目	事業内容
普及啓発	心のバリアフリーの普及啓発 （ポスター等の掲示による心のバリアフリーの理解促進や優先利用に関するマナー啓発（エレベーター、車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設）、SNS 等を活用した情報発信 等）
教育啓発	職員教育の実施 （多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携 等）
	施設運営・管理関係者への教育の実施 （多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携 等）
	心のバリアフリーの教育啓発 （普及啓発に関する教育や多様な利用者への適切な対応に向けた接遇研修の受講（指定管理者等を含む））

(2) 情報のバリアフリーの推進

視覚障がい者や聴覚・言語障がい者、発達障がい者、外国人等に対しては、必要な情報を得ることができるようにするための工夫が必要です。音声案内や案内サイン、電光掲示板等による情報提供だけでなく、複合的な方法による取組が重要です。

情報のバリアフリーの推進に向けて、多様な利用者に対応した情報提供を実施するとともに、だれもがわかりやすい案内サインやホームページ等の整備に取り組んでいます。別途、各課個別事業に取り組んでいます。

■全課共通事業

項目	事業内容
情報保障	ホームページのバリアフリー化（音声読み上げ機能への対応、カラーバリアフリー*への配慮 等）
	筆談具やコミュニケーション支援ボード*の設置及び設置に関する案内の提示
	掲示物や配布物のバリアフリー化（カラーバリアフリー、UD フォント、大きな文字、ルビ、多言語化 等）
案内表示	案内サインのバリアフリー化（ピクトグラムの使用、カラーバリアフリー、大きな文字、ルビ、多言語化 等）

(3) 人的対応・接遇の推進

障害者差別解消法により、障がい者への「不当な差別的取扱い*の禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

本市では、本法を推進するため、職員研修の実施や事例集の配布など、職員の認識を高めるための取組を進めています。

今後は、全庁的に合理的配慮の提供のさらなる徹底に努めるとともに、各種窓口や施設を利用する多様な方に配慮し行動するとともに、貸し出し用の拡大鏡や老眼鏡、車いす、ベビーカー等を用意するなど、適切な人的対応・接遇に取り組んでいきます。別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

■全課共通事業

項目	事業内容
窓口	高齢者等への対応（拡大鏡や老眼鏡の貸し出し 等）
	外国人への対応（翻訳機の活用 等）
	来庁が困難な方への柔軟な対応 （郵送対応、パソコン・スマートフォンでの対応 等）
施設	障がい者・子育て世代への対応 （貸し出し用の車いすやベビーカーの設置と利用案内 等）

(4) 小中学校のバリアフリー化の推進

小中学校は、地域の核となる施設であり、避難場所や投票所など、多様な方が利用する施設となっています。バリアフリー法では、改正により、公立小中学校がバリアフリー化基準適合義務の対象施設に加えられ、バリアフリー整備の推進が求められています。

本市では、重点整備地区内に限らず市全域に小中学校が点在することから、生活関連施設への指定は行いませんが、「（仮称）茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」にバリアフリー化の方針を反映し、大規模改修等の機会を捉えたバリアフリー化整備に順次取り組んでいきます。

また、通学路に関しては、通学路の合同点検等を活用しながら、経路の実状に合わせて、対応可能な交通安全対策を順次実施します。国道や県道に対しては、国や県と調整をし、バリアフリー化に取り組んでいきます。さらに、私立小中学校や公立高校、養護学校等についても施設管理者に対して積極的に働きかけるとともに、周辺道路のバリアフリー化を推進します。

■各課個別事業

- 「（仮称）茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」へのバリアフリー化の方針の反映
- 学校施設の大規模改修等の機会にあわせ、建物や敷地内の移動等円滑化経路を含めた小中学校のバリアフリー化の推進
- 通学路合同点検を実施し、通学路のバリアフリー化の推進

(5) 施設等のバリアフリー化の推進

本基本構想で重点整備地区に指定されなかった地域や特定事業等が位置づけられなかった施設等においても、各施設設置管理者がバリアフリー法の責務を理解し、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要です。

本市では、市が新設及び改修する施設等のバリアフリー化の推進に向けて、計画・設計段階における当事者意見の反映や、工事中における安全な通路の確保や誘導、工事案内の周知等に取り組みます。また、だれもが使いやすい施設を目指し、バリアフリー設備等の適正な利用を促進するとともに、多様な利用者に配慮した維持管理・運営を図ります。

さらに、関係者と締結する仕様書・契約書等において、施設等のバリアフリーに関する協議が円滑に行われるように記載の反映を徹底します。別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

■全課共通事業

項目	事業内容
計画・設計段階	法令等の遵守及び本基本構想の共通配慮事項の反映
	計画・設計段階における当事者意見の反映（市民部会等との連携等）
	計画・設計に関する仕様書・契約書等における、バリアフリーに関する設計協議や当事者参加に関する記載の反映
工事	安全な通路の確保や誘導、工事案内の周知等
	工事に関する仕様書等における、バリアフリーへの配慮等に関する記載の反映
維持管理・運営	改修時における当事者意見の反映（市民部会等との連携 等）
	維持管理・運営に関する仕様書・契約書等における、バリアフリーに関する設計協議や当事者参加に関する記載の反映
	執務室内及びそこに至る動線の整理整頓と十分な幅員の確保
	主要な通路の十分な幅員の確保 （段差がない、障害物の撤去等）
	だれもが使いやすい窓口や記入台の設置 （車いす使用者が利用しやすい構造の場所を設けるとともに、椅子を設置するなど利用者に配慮）
	施設利用者が使いやすい駐輪場（整備及び定期的な整理・整頓）
建物・土地の賃貸借	建物・土地の賃貸借に関する仕様書・契約書等における、バリアフリーに関する設計協議や当事者参加に関する記載の反映（重点整備地区内の場合）

(6) 災害・緊急時におけるバリアフリー化の推進

災害時や緊急時においても、だれもが必要な情報を多様な方法で取得でき、避難所で安心して過ごせるような環境整備の推進が必要です。

本市では、平常時・発災時・避難時の各段階において、多様な手段により適切な情報提供を行うとともに、各課個別事業として、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や、災害情報発信ツールの提供、避難所における多言語シート、多目的簡易ベッド、パーテーション等の整備を進めます。また、緊急時の通報システムにおけるバリアフリー対応の充実化を図ります。

■全課共通事業

項目	事業内容
平常時	避難所に関する情報や各種ハザードマップ等について、視覚障がい者等にも配慮した情報提供を行う。
	避難所のバリアフリー化を推進し、情報を提供する。
発災時	災害の状況について、多様な手段による情報提供を行う。
避難時	避難者に必要な情報を伝えるために、多様な手段による情報提供を行う。

(7) イベント・会議・講演等におけるバリアフリー化の推進

各種イベントや会議、講演、選挙等において、だれもが参加しやすいようにバリアフリーに配慮した案内や会場設営、運営に努める必要があります。

各種イベントや会議、講演等の計画時には、必要に応じて、障がい者や子育て世代の参加に配慮した取組を実施する必要があります。また、実施時には、多様な参加者に配慮した席の設置や休憩スペースの確保、筆談具等の設置及び設置に関する案内の提示等に取り組んでいきます。別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

■全課共通事業

項目	事業内容
計画時	だれもが参加しやすい方法への配慮（オンライン参加や動画配信への対応等）
	障がい者が参加しやすい方法への配慮（点字テキストの準備、手話通訳者及び要約筆記者の手配、車いす使用者用の席（傍聴席を含む）の設置 等）
	子育て世代が参加しやすい方法への配慮（託児サービスの手配、児童・乳幼児の同伴等が可能な席（傍聴席を含む）の設置 等）
実施時	休憩スペースの確保

(8) バリアフリー整備等に係る予算への対応

重点整備地区における目標年次までの特定事業等の着実な実施や、市が主体となって取り組む事業の推進に向けて、バリアフリー整備等に必要な資金の調達が必要です。

国や県の補助金制度等の活用も含め、予算を確保することにより、バリアフリー整備等を着実に推進していきます。別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

■全課共通事業

項目	事業内容
予算	バリアフリー化に関する予算計上及び次年度予算の確保
補助金等	事業の実施に向けて、国や県等の補助金制度を活用